

50代～80代の ライフプランニング

ファイナンシャルプランニング_6 ー公的年金と社会保険④ー

2024.7.18

小川FP・行政書士事務所
あいちライフサイクルマナー
小川 佳宏

50代－80代~で特に重要ないくつかのことって何だろう？

- 1 今までのキャリアの棚卸をしていつまで就労するか考えていますか？
- 2 公的年金の受給方法と社会保険の壁を知っていますか？
- 3 今、入っている生命保険や医療保険を知っていますか？
- 4 住宅の購入、買い替えを検討していますか？
- 5 自分の資産運用について考えて実行していますか？
- 6 将来、できるだけ介護のお世話にならないように気を付けていますか？
- 7 相続の準備や遺言書は書いていますか？
- 8 さあ、家計や人生の棚卸をして人生100年時代を楽しく準備しましょう。

リタイアメント
ライフプランニング
(※)

※50代でリタイアメントするという意味ではなく、役職定年、定年、第二定年と就労関係のイベントがきますので、早めに意識、準備していく必要があるということです。

公的年金と社会保険④

長男の嫁が働こうかどうか迷っているみたいなんだよ。働けばいいんじゃないかな。



そんな単純な問題ではないの。年間収入が103万円越えて働くと税金はかかるし、働く会社の規模によるけど106万円や130万円超えると保険料負担（厚生年金と健康保険）が発生するから手取りが減ってしまうの。子育て世代で手取り減るときついだよ。

そうなんだ。手取りが減るのは変な制度だね。何とかならないものですかね、先生。



社会的にも何度も議論されてきましたが、国民全員が納得するような解決策は出てこないですね。

ということなんですか。お父さんがもしバリバリの会社員で自分が働く場合にもあてはまることですね。



はいそうです。就労人口が減少していく社会において、制度を支える人を増やすため2024年10月から50人超の事業所に勤める従業員は厚生年金に加入する義務が発生します。一方、全員が負担するようにすれば3号被保険者を撤廃するということをしなければいけなくなるんです。

公的保険と社会保険③

ということは、長男の嫁も今は3号被保険者として長男の扶養になっているけど、3号被保険者という区分がなくなり、自分で保険料を支払うことになるのですか。



究極的にはそういうことですが、現に配偶者の被扶養者になっている人は恩恵を受けているので、壁にあたらないように就労調整をしているのです。

うう～ん、個人の話と社会全体の話の板挟みですね。じじばば世代としては、孫の世話を
して嫁が動きやすくして、働きにでるならちょっと壁を超える働き方でなく、正社員として
働いて将来の自分の厚生年金の受給を増やすことが一番、すっきりしますね。



私もそうだと思いますが、各家庭の事情があるので何とも言えないです。今の被扶養者の範囲で
少し働くことで満足している人もいらっしゃるのです。

いつも思うのですが日本の社会保険って制度が本当にわかりにくいですね。



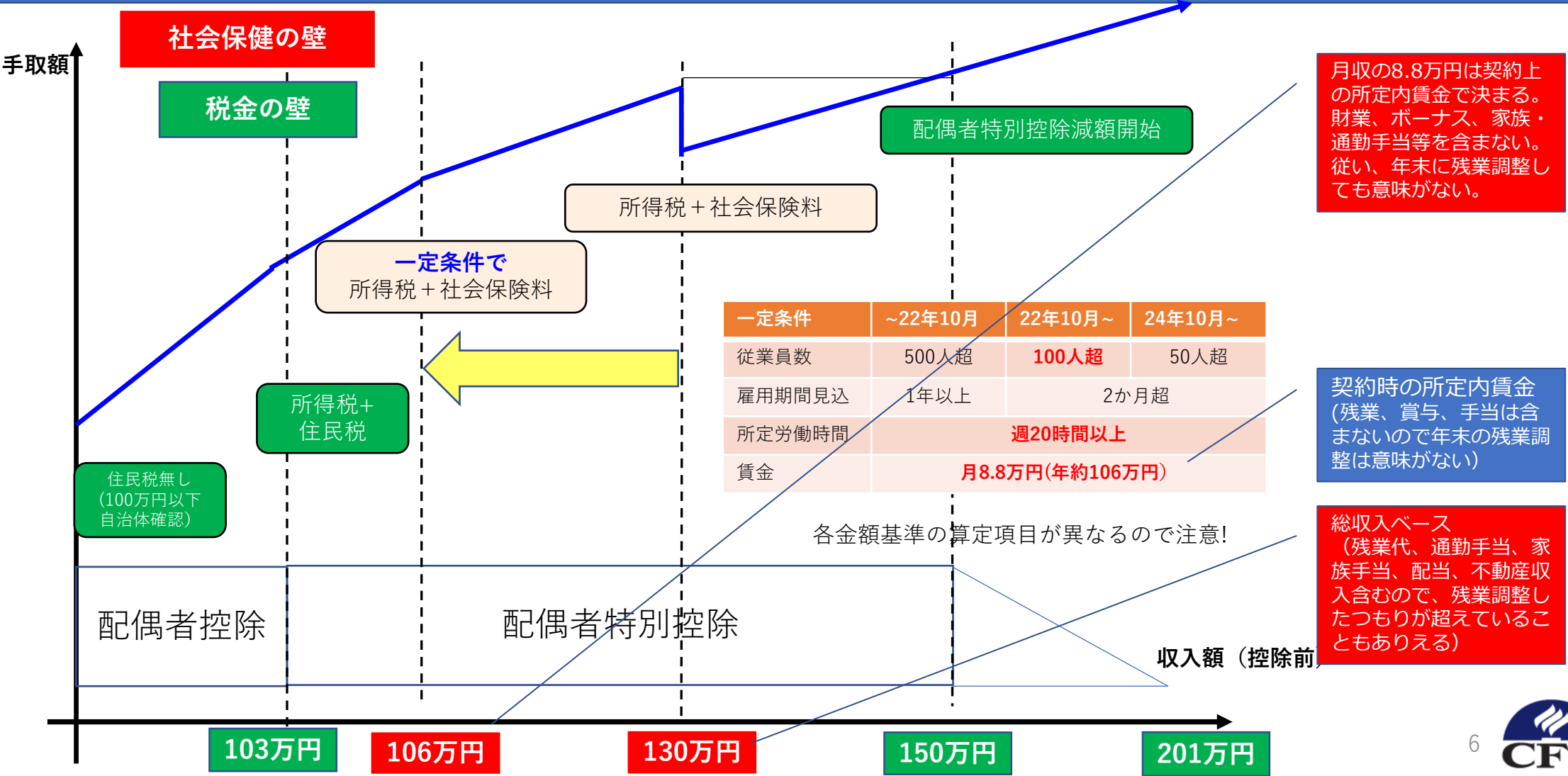
これば私の意見ですが、3号被保険者をどうすべきかの抜本的な改革を避けてきたことと、
とは言え社会事情で制度を細切れに改訂してきているので複雑になっているのだと思います。

本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 壁には、税金の壁(103万円) と社会保険 (106万円、130万円) の壁が存在します。
- ✓ 税金の壁を越えて働くと税金が発生しますが税率は5%、社会保険の壁を超えると厚生年金と健康保険で年間15万円程の負担になります。就労の制約になる制度の議論の必要性があると言えます。
- ✓ 壁を越え自分で保険料を負担すると厚生年金が増えますし、傷病手当金がもらえます。税金の壁は税率が5%で影響は小さいと言えます。

社会保険と税金の壁

就労を増やせば年金額が増加します。社会保険料の負担と年金増加の比較が必要です。



社会保険と税金の壁

それぞれの壁でどういう影響があるのか検討します。

壁	影響	検討すべき点
103万円	本人（パート妻）に所得税発生します	収入増 > 税負担（税率が低い）：手取増 ・収入増：17万円 ・税負担：120万でも17万円*%=0.5万円
106万円	妻：夫の扶養から外れるので、厚生年金、健康保険料が発生します（2024.10～50人超の会社）	収入増 < 社会保険料負担：手取減 ・厚生年金・健康保険料の負担約15万円/年発生 傷病手当金、出産手当金、厚生年金、障害年金は2号被保険者になるので給付があります
130万円	妻：夫の扶養から外れるので、厚生年金、健康保険料が発生します（100人以下の会社）	収入増 < 社会保険料負担：手取減 ・通常の厚生年金の加入基準の <u>週30時間以上勤務しないと厚生年金に入れません。</u> 自分で国民年金と国民健康保険に加入して保険料を支払う必要がでてきます
150万円	夫の配偶者特別控除が減り始めます	収入増 > 税負担 48+55(給与所得控除) = 103万円の年収



平成27年分以後 租特税率		
課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円

配偶者特別控除	控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円

106万円の壁を越えてもそれを上回るメリットがあると言えます。

厚生年金加入による主なメリットと保険料負担額は、A+B合計で12,500円/月

年収106万円の壁のケース

加入期間	A. 厚生年金保険料	年金増加額	B. 健康保険料	医療保険
20年	8100円/月 (9.72万円/年)	9000円/月*終身 (10.8万円/年)	4400円/月 (5.28万円/年)	医療保険 出産手当金 傷病手当金
10年		4500円/月*終身 (5.4万円/年)		
1年		450円/月*終身 (0.54万円/年)		

出所：日経新聞 2022年2月5日 マネーのまなび

年金受給増加総額 65歳女性の平均余命 24.94年 * 10.8万円=269万円
+ 傷病手当金106万円*2/3*1.5年(MAX)=106万円 < 9.72万円 *20年 = 194.4万円

社会保険と税金の壁

扶養外れると社会保険料を負担する必要がありますが、様々な給付が受けられます。
また、保険料の納付は将来の年金給付で回収できます

夫の扶養になっている

106万円の壁
130万円の壁

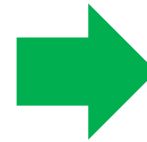
夫の扶養から外れる

⇒ 厚生年金と健康保険料は支払いはありません

⇒ 厚生年金と健康保険料が支払が発生します

基礎年金
(3号被保険者)

医療費給付
(3割負担)



老齢厚生年金
障害厚生年金
(3級で受給が可能)

傷病手当金
出産手当金

基礎年金
(2号被保険者)

医療費給付
(3割負担)

⇒ 厚生年金と健康保険加入が必要になりますが
給付ものその分増加します

出所：日経新聞より筆者加工

Thinking time !

社会保険と税金の壁を正しく理解しましょう

壁について

- ・税金の金を知っていますか。
- ・社会保険の壁を理解していますか。



壁の影響について

- ・壁に直面した場合、自分だったらどうしますか。
- ・労働人口が減少している日本において、このような壁が存在していることをどのように思いますか。

業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

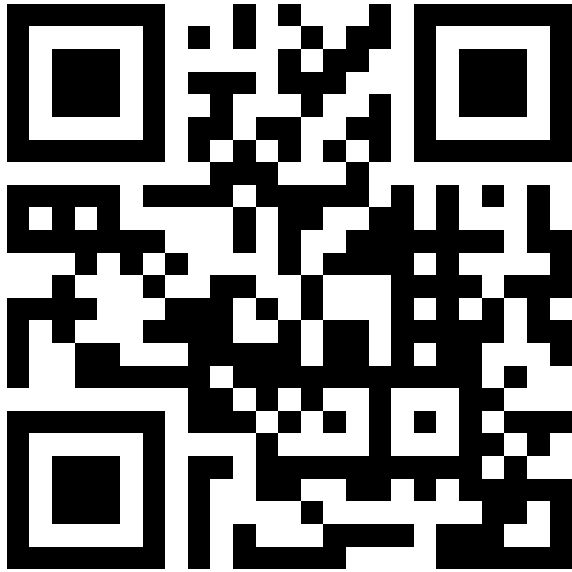
● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー

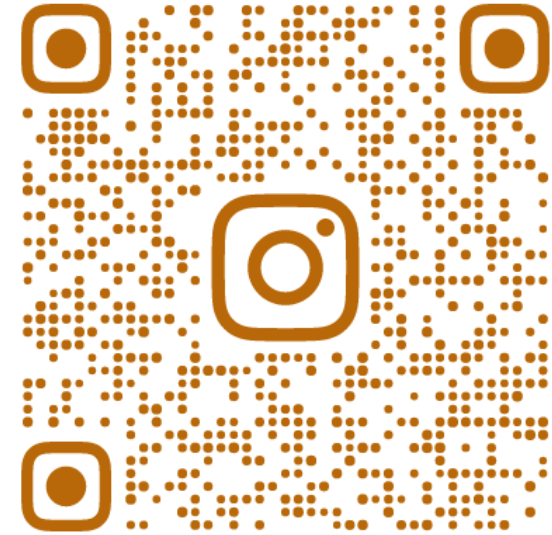
詳細はホームページとインスタをご覧ください

ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

インスタグラム



@FP_YOSHISAN